

## 地域住民ボランティア活動助成事業実施要綱

### 1. 目 的

少子・高齢化が急速に進むなかで、地域福祉の重要性はますます高いものになってきております。住み慣れた街で地域住民が安心して生活できるよう、地域住民ボランティアによる高齢者・障がい者・児童のための福祉活動が活発に展開されることが求められています。この助成金は、地域に根ざした活動をめざすボランティア活動を奨励するために助成するものです。

### 2. 対象事業

助成対象は、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という）における地域福祉推進活動の模範となるような先駆的事业を対象とし、年度を通じて地区社協が主体となり管内のボランティア活動に波及効果が期待できる創造性、発展性、継続性（年4回以上）に富んだ活動とする。但し、類似した活動を他地区社協で実施している場合は対象としない。

### 3. 助成期間

継続性を保つために助成期間は、2カ年とする。

※但し、過去において既に助成された地区社協は該当外とする。

### 4. 助成金額

助成対象活動一地区社協あたりの助成金額は、年額 100,000 円を上限とする。

※但し、助成地区社協数は、当該年度助成予算額の範囲内とする。

### 5. 交付申請

助成金の交付を申請しようとする地区社協は、当年度の5月末日までに青森市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）会長へ助成金申請書（第1号様式）及び、実施計画書（第2号様式）を添付申請しなければならない。

### 6. 交付決定

市社協会長は、助成金申請書と実施計画書等を審査し、適当と認めたときは申請した地区社協へ助成金交付の決定を通知する。

※但し、実施計画書に基づき申請助成額を査定し、査定された助成額を交付するものとする。

### 7. 助成金交付

地区社協へ交付する助成金は、毎年6月末日に交付する。

### 8. 実績報告

当該地区社協は、初年度に報告書（第3号様式）及び次年度実施計画書を、次年度は報告書を市社協会長へ提出するものとする。

### 9. 会 計

助成金は、ボランティア基金運用資金をもってあてる。

附 則 この要綱は、平成16年4月1日より施行する。  
この要綱は、平成22年6月24日より施行する。